

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者（法人）概要

事業者名称	医療法人社団 白愛会
法人種別	医療法人
法人所在地	東京都中央区月島3-24-5 月島NRビル401
電話番号	03-5859-0812
代表者名	理事長 首藤 真理子

2. 事業所概要

事業所の名称	みなとホームケアクリニック
指定事業所番号	1310237149
所在地	東京都中央区月島3-24-5 月島NRビル401
責任者	院長 首藤 真理子
電話番号	03-5859-0812
サービス提供地域	東京都中央区 東京都江東区

3. 事業の目的および運営の方針

<事業の目的>

利用者が、要介護状態または要支援状態となった場合に、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し療養上の管理および指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とします。

<運営の方針>

- ・利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、区市町村、その他の保健、医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。
- ・利用者やその家族からの介護に関する相談に丁寧に応じ、療養上必要な事項等について、分かりやすく指導・助言することに努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日－金曜日
営業時間	9：00－17：00

5. 事業所の職員体制

<管理者>

医師 首藤 真理子

<職員の職種・職務内容>

- ・医 師 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供 （人員配置1名以上）

6. サービス内容

< 医師による居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）とは >

担当の医師が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学管理を基に、利用者が居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業者および居宅サービスを提供するその他の事業者に対して、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者とその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法についての指導および助言を行います。

7. 費用（居宅療養管理指導費）について

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれません。

【居宅療養管理指導費】 ※1単位＝10円

・ 居宅療養管理指導費（Ⅰ） ・ 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） ※（Ⅱ）以外の場合	単一建物居住者1人	515単位／回（月2回を限度）
	単一建物居住者2～9人	487単位／回（月2回を限度）
	単一建物居住者10人以上	446単位／回（月2回を限度）
・ 居宅療養管理指導費（Ⅱ） ・ 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） ※在宅時医学総合管理料等を算定する場合	単一建物居住者1人	299単位／回（月2回を限度）
	単一建物居住者2～9人	287単位／回（月2回を限度）
	単一建物居住者10人以上	260単位／回（月2回を限度）

8. 支払方法

居宅療養管理指導費（介護保険）の個人負担額のお支払いについては、月単位でのご請求となります。毎月15日前後に前月分の請求書を郵送させていただいた後、ご案内する期日に指定口座よりお引き落としさせていただきます。その他支払方法をご希望の方は、ご相談下さい。

9. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導の提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な処置を講じます。

また、事故により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。ただし、当事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

10. 秘密保持

居宅療養管理指導を提供する上で知りえた、利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、漏らすことはありません。ただし、あらかじめ利用者および家族の同意を得た場合は、前述の場合に関わらず、一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

11. 虐待防止について

利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

・ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 院長 首藤 真理子

・ 成年後見制度の利用を促進します。

・ 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上を図り、虐待発生の防止に努めます。

12. 衛生管理について

感染症が発生し、まん延しないように、次に掲げる事項を実施します。

- ・事業所の設備および備品等について、衛生的管理に努めます。
- ・職員に対し、健康状態について必要な管理を行い、感染症の予防及びまん延防止について研修を実施します。

13. 個人情報の保護ならびに使用について

個人情報の取り扱いについて、適切かつ安全に行われるよう、個人情報保護法の趣旨に沿い、同法を遵守し、患者様、利用者様、ご家族様の個人情報の取り扱いには十分に注意をしております。個人情報の提供は、当事業所が定める利用目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

14. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者様 相談口	責任者	首藤 真理子
	利用時間	平日 9：00－17：00
	電話番号	03-5859-0812

中央区福祉保健部 介護保険課 指導担当	03-3546-5749
江東区福祉部 介護保険課 介護サービス相談窓口	03-3647-9099
東京都国保連合会 介護相談窓口	03-6238-0177